奏摺には、窃廣東按察使樓儼。信用革役蕭鳴一案。經臣奏明。奉旨樓儼必有失於覺察之處。著解任來京(中略)。蠹役蕭鳴強横肆行。目無法紀。甚屬可惡。著該撫嚴審。定擬具奏。該部知道欽此。とあり、この後雍正帝の樓儼に對する評價は大分に變つてきた。雍正九年九月初四日付江西巡撫謝旻の奏疏に、查按察使樓儼。於上年十一月到任。臣見其履歷。開寫年六十三歳。恐其年力就衰。精明不足(中略)。知樓儼居心誠實行事謹慎。(硃批。言樓儼誠實。汝誤矣。)樓儼爲人忠厚。遇事過寛。(硃批。若言忠厚。更誤矣。留心試看。汝自知之。其遇事用寛。不過假仁慈。以沽名譽耳。非出自本心也。)と隨分手酷い批評を加えているが、そんな者を何故に江西按察使に再起させたか分らない。

(9)鄂彌達の藍鼎元薦擧。硃批諭旨、雍正十年九月初三日署理廣東總督鄂彌達の奏摺に於て藍鼎元を薦擧した末尾に、硃批。藍鼎元應賠之項。如果全完。案件既經清楚。給咨令其赴部引見可也。とあり、次で同年十二月初一日の奏摺で追賠各項が清楚であつたことを述べ、業經前督臣郝玉麟題明。准部議覆。奉旨免罪。此外竝無不清之案。と證明せるに對し、硃批。俟引見後。有旨諭部。とある。その後のことは行述に、奉特旨赴京。十一年三月引見。奏對良久。命署廣州知府。賜御書諭訓詩文及貂皮紫金錠香珠等物。溫綸奬勵。蓋異數也。と見えている。總體的に見て僅か知縣級の人物が、その行述や墓誌銘によつてでなく、硃批諭旨のような敕撰書でその履歴が細かく分るということは、これ亦雍正時代でなければ見られない特殊な現象である。

〔餘白錄〕 王建の詩再論

前號に私は、加藤繁博士「唐宋時代に於ける金銀の研究」に引用された唐の王建の送鄭權尚書之南海詩の中の

市喧盜賊破　金賤海舶來

の解釋について、初句の末三字を「盜賊が散走した」の意にとるべきを論じたが、更に讀み返して見るほどに、どうも落付きが足りない。そしてこの不安定感はどうも原文自體の缺陷から來ているらしい。何となればこの兩句は大體において對をなし、盜賊は海舶に對しているが、兩語はその構成を異にしている。即ち盜賊は(名詞‖名詞)という連文であるが、海舶は(形容詞→名詞)という構造である。これでは生半可な對であり、これを十分な對にするためには、海舶の方には手を加える餘地がないから、問題となるのは盜賊の二字である。これから先は第六感の世界であるが、私は盜賊の賊の字は、贍の字の誤りではないかと思う。いま佩文韻府を檢するに「贍破」は屢〻熟語として用いられ、その用例として南史王融傳、陳琳爲袁紹與公孫瓚書、任華寄杜甫詩などが引かれている。更に「賊贍破」と續く例もあり、唐の陸龜蒙の南征詩に、「邊知賊贍從横破」の句があり、唐書盧杞傳に、「懷光黠在宗社。賊憚之破贍」の語などがある。「賊贍破」が既に尋常の表現であれば、「盜贍破」も亦極めて自然の發想であり、王建の詩の一部として「盜賊破」に代る最も適當な言葉であると思う。

〔宮崎〕